

スポーツ少年団活動における「新しい生活様式」定着に配慮した スポーツ少年団活動ガイドライン

(令和2年6月1日時点)

1 基本方針

スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、①密閉、密集、密接の「3密」を避ける、②こまめに手洗いや消毒を行う、③周囲の人との間隔をあける、④スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用するなどの「新しい生活様式」定着に向けた感染症対策を十分行った上で、通常の活動を再開する。

2 スポ少活動における「新しい生活様式」定着に配慮した具体策

- (1) 自宅等で検温を実施し、体温が37.0度以上の場合や風邪症状がある場合には、参加を見合わせる。また、体調不良の症状が見られる場合には、速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数(団員、指導者、保護者等)が集って密集した活動になることを徹底して避けること。(練習試合や招待試合等の交流試合を開催(主催)する場合は、屋外では200人、屋内では100人までを目安とする。更衣室、休憩・待機スペース、手洗い所(トイレ)は、一度に入室する人数を制限したり、動線を工夫したりする。必要に応じて、開・閉会式の割愛、分散開催、無観客等も考慮する。)
- (3) スポ少活動の前後に、石けんによる手洗い(ポンプ型が望ましい)やアルコール等による手指消毒(消毒液の設置)を行うこと。必要に応じて、多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、熱中症事故に留意しつつ、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用するよう努めること。(運動・スポーツ時にはマスクを着用しなくてもよいが、その場合には周囲との間隔を十分に確保する。(2m以上が望ましい)マスク着用時には、呼吸が激しくなるような運動・スポーツは避ける。)
- (5) 飛沫の拡散を防ぐため、向かい合っただけの発声や大声での活動・応援、互いに接近した円陣・ミーティングを避けるよう努めること。
- (6) 体育館等の屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (7) 団員が密集したり、接触し合ったりする競技については、活動内容を工夫し、競技特性に応じた感染症対策を適切に行うこと。
- (8) ふだんのスポ少活動は、短時間での活動を大原則とし、活動時間や休止日については、「秋田県スポーツ少年団活動の指針」に沿って週4日・1日2時間以内、第3日曜日の全県一斉活動休止日を遵守すること。
- (9) 交流試合等を開催(主催)したり、参加したりする場合には、(公財)日本スポーツ協会作成の別添資料「スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト」に沿った感染症対策を適切に行うとともに、次の事項に十分留意すること。
 - 交流試合等を開催(主催)する場合には、開催要項等に感染症予防に係る注意事項を必ず明記すること。(本ガイドライン等を添付することも可。)
 - 交流試合等は、当該市町村を越えて行うことも可とするが、遠距離の遠征は極力控えること。また、交流試合等は可能な限り半日程度で行うこと。
 - 県外への遠征や合宿は、8月1日から可とする。県外遠征は、感染リスクが高いと考えられるので、細心の感染症対策を講じた上で実施することとし、実施後は参加者の2週間程度の検温等の健康状態把握を行うこと。
 - 大規模なものや来場者が特定できないもの、十分な感染症対策が実施できず団員等の安全・安心が保障されない場合には、引き続き交流試合等の開催を中止(延期)したり、参加を見合わせたりする。
- (10) 県及び市町村(市町村教育委員会)の定めた方針に従ってスポ少活動を行うこと。